

宮城県監査委員告示第 18 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第 12 項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成 18 年 3 月 31 日

宮城県監査委員 菊 地 浩
宮城県監査委員 藤 原 範 典
宮城県監査委員 阿 部 徹
宮城県監査委員 谷地森 涼 子

記

1 監査委員の報告日

平成 18 年 2 月 15 日

2 通知のあった日

宮城県知事 平成 18 年 3 月 22 日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 栗原県税事務所（旧築館県税事務所）

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があったので、今後とも収納促進と収入未済の発生防止対策を講じるとともに、適切な債権管理を図る必要がある。

なお、納税の催告や自動車税納付のための集会所等を利用した移動窓口を設置するなど、収入未済を解消する努力がみられるが、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努める必要がある。

平成 16 年度収入未済額

現年度分	50,126,037 円
過年度分	102,728,920 円
合 計	152,854,957 円

ロ 措置の内容

財産調査の早期着手による滞納処分により一層の強化並びに促進を行い、県税債権を確保するとともに、更なる滞納額の縮減を図ることとした。

(2) 石巻県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があったので、今後とも収納促進と収入未済の発生防止対策を講

じるとともに、適切な債権管理を図る必要がある。

なお、納税の催告や休日・夜間納税窓口を開設するなど、収入未済を解消する努力がみられるが、さらに適切な徴収対策を講じ、収税の確保に努める必要がある。

平成16年度収入未済額

現年度分	184,609,882円
過年度分	479,557,721円
合計	664,167,603円

□ 措置の内容

財産調査の早期着手による滞納処分により一層の強化並びに促進を行い、県税債権を確保するとともに、更なる滞納額の縮減を図ることとした。

(3) 仙台保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金及び母子寡婦福祉資金貸付金償還金において、収入未済が多額で、増加しているため、今後の収納促進と収入未済の発生防止対策を早期に講じる必要がある。

平成16年度生活保護扶助費返還金収入未済額

現年度分	5,012,816円
過年度分	1,218,944円
合計	6,231,760円

平成16年度母子寡婦福祉資金貸付金償還金収入未済額

現年度分	4,026,832円
過年度分	11,769,958円
合計	15,796,790円

□ 措置の内容

生活保護扶助費返還金

(対応策)

- 1 家庭訪問を積極的に行い、納入についてその督促を行っているところである。更に、ケースの実態を把握したうえで、確実な納入を指導する。
- 2 多額の返還金を抱え一括納入するのが困難なケースが多いため、履行延期の申請を指導し、返還金の納入における負担を軽減し、納入の促進に努める。
- 3 収入未済額の内一件は3,792,332円であるが、行方不明中であり、居所の確認とともに、扶養義務者等から状況を把握し、納入に向け努力していく。

(処理状況)

上記1～3に基づき収入未済の解消に努力した。その結果、平成18年3月10日現在の過年度分については、50,000円の納入となった。

母子寡婦福祉資金貸付金償還金

(対応策)

- 1 修学資金の貸付時及び高校3年生時の貸付時には、親のみならず修学する生徒とも面接をし、卒業後は親子で償還する義務があることを説明している。
- 2 償還を半年賦毎にしている例が大多数であるが、1回当たりの償還額が多額になる傾向にあり、一度滞ると長期滞納に繋がっていくために、半年賦から月賦償還に償還方法を変更するよう積極的に指導しているところである。
- 3 滞納者に対しては定期的な督促を行うとともに、連帯保証人から借り受け者に対する働きかけを求めたり、連帯保証人による返済等を求めている。
- 4 借受人及び連帯借受人または連帯保証人が当所への連絡もなく転居を繰り返す例が多数みられ、納入通知書や督促等の返却もあるので、関係市町村への住民票や戸籍謄本の交付請求を行い、住所の把握に努め収入未済の解消に努力している。

(処理状況)

上記1～4に基づき収入未済の減少に努力した。その結果、平成18年3月10日現在の過年度分については、131件 1,267,627円の納入となった。

(4) 中央地域子どもセンター

イ 監査委員の報告の内容

民生費負担金において、電話による督促や家庭訪問を実施するなど、収入未済を解消する努力がみられるものの、収入未済が多額で、増加しているため、今後の収納促進と収入未済の発生防止対策を講じる必要がある。

平成16年度収入未済額

現年度分	5,336,970円
過年度分	16,075,610円
合計	21,412,580円

ロ 措置の内容

(対応策)

- 1 市町村との連携を強化し、新規滞納者の防止に努める。
 施設入所時に保護者の費用負担について十分な説明を行うと共に、その同意を求め、納入意識の啓発と納入義務の意識づけを行う。
 滞納者に対しては、初期段階での速やかな督促と電話等による督促を徹底して行い、市町村の協力を得ながら、家庭訪問等による納入指導等を行う。
- 2 未納家庭の実態調査を行い、未納原因の把握による納入実現への指導に努める。
- 3 地区担当員と連携を図り、年金や賞与等の受給時期に滞納者への訪問指導を強化し、納入促進に努める。

(処理状況)

上記1～3に基づき収入未済の減少に努力した。特に、長期滞納者、多額未納者の収納に重点を置き納入指導に当たり、数年ぶりに納入再開する者が4件、完納者も10件となった。